

貸与が終了する茨城県奨学生の方へ(令和7年3月)

(月額貸与を受けた方)

1 茨城県奨学資金貸与総額について

別添「貸与終了見込者の貸与総額について(月額貸与)」を確認してください。
入学一時金を併給した方についても、月額貸与の額のみ記載ください。

2 「茨城県奨学資金返還の手引き」について

奨学資金の返還に関する重要事項を記載していますので、よく確認してください。
また、返還が終了するまでは、必ず保管してください。

3 提出書類について

(1)「奨学資金借用証書(月額貸与)」

(2)「奨学資金返還計画書(月額貸与)」

書類の作成方法に当たっては、「茨城県奨学資金返還の手引き」(9頁～)を十分に確認してください。

提出前に、控えとしてコピーを取ってください。

なお、返還方法は次のいずれかとし、返還回数等はそれぞれ記載のとおりです。

返還方法	返還回数	返還開始	返還完了
半年賦返還	20回	令和7年12月	令和17年6月
年賦返還(12月)	10回	令和7年12月	令和16年12月
年賦返還(6月)	10回	令和8年6月	令和17年6月

●返還猶予を希望する場合(下記(4))には、猶予を見込んで作成して結構です。

(例) 令和9年3月まで返還猶予を受ける場合の返還時期

返還方法	返還開始	返還完了
半年賦返還	令和9年6月	令和18年12月
年賦返還(6月)	令和9年6月	令和18年6月

(3) 連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書

(4)「奨学資金返還猶予願」(返還猶予を希望する場合のみ)

「茨城県奨学資金返還の手引き」7ページを確認し、事由に応じた添付書類とともに提出してください。

〈連絡先〉

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県教育庁学校教育課 高校教育課 管理担当
電話 029-301-6045/5245
メール kokyo@pref.ibaraki.lg.jp